

【社会総がかりで取り組む教育の実現】

I	論点1：学びを支える地域に根ざした学校づくりの推進	
1	コミュニティ・スクール等の状況.....	1
2	県等の取組事例 (特別非常勤講師の状況、キャリア人材バンク事業、 スポーツ人材活用推進事業、グループ SaKuRa).....	2
II	論点2：誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進	
3	障害のある人の状況.....	9
4	在留外国人の状況.....	10
5	いじめの認知件数.....	13
6	要保護及び準要保護児童生徒数.....	14
7	特別支援教育の状況.....	15
8	県の取組事例(県公立小・中学校における音読等について) ..	17
III	その他関係資料	
9	県教育振興基本計画における社会総がかりで取り組む教育の 実現に関連する施策とその位置付け.....	32
10	出典一覧	41

1 コミュニティ・スクール等の状況

1 県内コミュニティ・スクール指定学校数（年度別）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計	(参考) 県内公立 学校数
小学校	2	10	16	13	6	2	49	502
	磐田市 2	磐田市 10	富士市 1 御前崎市 5 磐田市 10	袋井市 12 静岡市 1	清水町 3 富士市 3	静岡市 2		
中学校	2	4	6	4	4		20	263
	磐田市 2	磐田市 4	御前崎市 2 磐田市 4	袋井市 4	清水町 2 富士市 2			
高等学校	1						1	95
	富士市 1							
幼稚園 認定こども園			6				6	287
計	5	14	28	17	10	2	76	1,147

2 地域学校協働本部設置数（平成 29 年度実績）

	実施市町数	本部数	対象学校数
県補助事業	19 市町	105 本部	203 校
市町単独実施	1 市 2 町 (伊東市、吉田町、森町)	20 本部	23 校
政令市	1 市 (静岡市)	12 本部	129 校
合計	23 市町	137 本部	355 校

3 放課後子供教室設置数（平成 29 年度実績）

	実施市町数	箇所数	対象学校数
県補助事業	19 市町	131 箇所	140 校
市町単独実施	1 町 (吉田町)	1 箇所	1 校
	1 町 (西伊豆町)	1 箇所	3 校
政令市	1 市 (静岡市)	33 箇所	33 校
	1 市 (浜松市)	5 箇所	5 校
合計	23 市町	171 箇所	182 校

2 県の取組事例

学びを支える地域に根ざした学校づくりの推進

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	学校運営協議会の導入に向けた取組への支援拡充 【義務教育課】	・保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校、家庭、地域社会、教育委員会が一体となって、地域とともにある学校づくりを進めるため、市町教育委員会等の指導主事や教職員、地域住民、保護者等を対象としたフォーラムの開催、運営体制づくりへの指導、助言により、各市町教育委員会の課題に応じた学校運営協議会の導入に向けた取組を支援する。
2	学校運営協議会導入後の取組への支援 【義務教育課】	・CSディレクターの配置に係る経費負担、学校運営協議会委員、教職員、地域住民等を対象とした研修会の開催により、学校運営協議会導入後の運営体制づくりを支援する。
3	地域学校協働本部設置の推進 【社会教育課】	・「地域学校協働本部」の設置等を促進し、地域と学校の連携・協働による社会総がかりで子供たちを育む環境をつくり、「社会に開かれた教育課程」の実現と地域全体の教育力の向上を図る。
4	放課後子供教室の設置の推進 【社会教育課】	・地域社会の中で、子供たちが心豊かで健やかに育まれる安全・安心な活動拠点（居場所）をつくるため、放課後や週末等に小学校や公民館などを活用して、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供する。
5	学校関係者評価の結果公表の促進 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、児童生徒や教職員が行った自己評価の結果について評価を行い、その結果を積極的に公開することにより、地域とともにある学校づくりを推進する。
6	特別非常勤講師の活用 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・幅広い経験と優れた知識・技能を持つ教員免許を有しない者を特別非常勤講師として任用し、教育上の諸課題に対応する一助とする。
7	スクール・サポート・スタッフの配置 【義務教育課】	・教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフを配置し、教員でなくてもできる業務を任せることで、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、授業改善をはじめとする教育の質の向上を図る。
8	部活動指導員の配置 【健康体育課】	・部活動指導の質的な向上と、教員の部活動に係る時間や経験のない競技の技術指導に対する負担を軽減するため、学校に専門的な知識・技能を有する指導員を配置する。

	項目	内容
9	「静岡県部活動ガイドライン」の策定 【健康体育課】	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の実態を把握し、部活動の意義や活動時間、休養日の設定等、適切な部活動の在り方を示す。
10	スポーツ人材バンクの管理運営 【健康体育課】	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ人材バンクを管理運営することにより、地域人材を活用して、部活動や社会教育活動の充実を図る。
11	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期対応を図る。 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題の解決に取り組む。 高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応する。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図る。さらに、拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等が連携して、様々な問題の解決を図る。 特別支援学校においては、平成27年度から拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全特別支援学校の児童生徒や保護者に対応する相談機能を高め、いじめの未然防止、早期発見を図る。
12	ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画） 【高校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間程度（2028年度）を見通した「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）」に基づき、急激に変化する社会の中で、生徒の実態や地域の実情等を踏まえた魅力ある学校づくりを推進する。

2 民間の取組事例

	項目	内容
1	外国人留学生等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間の団体が、外国人留学生との友好、平和を目指し、相互理解を深めるために、ホームステイ・ホームビジットの受入れのマッチングや交流イベント等を開催している。

特別非常勤講師の状況

1 特別非常勤講師制度

- ・多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度
- ・教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能
- ・任命・雇用する者は、あらかじめ都道府県教育委員会へ届け出ることが必要

○特別非常勤講師の活用例

職業：調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施可能

職業：書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施可能

2 特別非常勤講師の県内活用状況（平成 29 年度）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
49	19	130	24	222

【参考】教員免許状の種類

種類	有効期間	有効範囲	概要	県内授与件数 (H29 年度)	県内延べ授与件数
普通免許状	10 年	全国	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状。 ・所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される。 	4,419	—
特別免許状	10 年	授与を受けた都道府県内	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭の免許状。 ・社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される。 ・授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要。 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められる。 	3	10
臨時免許状	3 年	授与を受けた都道府県内	<ul style="list-style-type: none"> ・助教諭、養護助教諭の免許状。 ・普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される。 	28	—

(公財) 産業雇用安定センターのキャリア人材バンク事業

(公財) 産業雇用安定センターホームページから転載

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者で自らの能力・経験を生かし66歳以降も働くことを希望する方々の情報を登録し、その能力・経験の活用を希望する事業者を紹介することにより、高年齢者の就業を支援します。

ご支援、ご相談に関する費用はすべて無料にて、担当職員がマンツーマンできめ細やかな支援を行います。

実施概要

- ・当センターでは、60歳以上の在職者で、雇用期間の満了後に再就職を希望する者のキャリア・能力・就業希望等の情報を、事業主経由でキャリア人材バンクに登録します。また、在職者および離職者について個人での登録が可能な場合もあります。(本事業の離職者とは、離職後1年以内の者をいいます。)
- ・当センターでは、66歳以降も働き続けることが可能な求人情報(受入情報)を収集するとともに、その能力の活用を希望する事業者に、登録者情報を活用して、就業を希望する登録者を紹介します。
- ・以上のように、当センターではキャリア人材バンクに登録した登録者情報と収集した求人情報(受入情報)等との間でマッチングを行い、高年齢者の就業促進をはかります。

○事業主経由での登録

事業主を通じて、都道府県事務所へご相談ください。

【対象者】

60歳以上の在職者で、雇用契約期間の満了(※)後に再就職を希望する方

※定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により離職する場合をいいます。

○個人登録

都道府県事務所まで直接お電話ください。

【対象者】

60歳から65歳の誕生日までの方で、下記のいずれかに該当する方

- ・在職者で再就職を希望する方
- ・離職後1年以内の方で再就職を希望する方

スポーツ人材活用推進事業（人材バンク）

（健康体育課）

1 要旨

総合教育会議での議論を受け、中学校、高等学校の部活動及び地域のスポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、優秀な指導者を登録しているスポーツ人材バンクを運用し、地域の人材の活用を促進する。

2 事業概要

(1) しずおかスポーツ人材バンクシステムの概要

ア 人材登録の内容

（平成30年6月1日現在）

カテゴリー	内容	認定要件
指導者	専門的競技指導者 （登録人数：237人）	・ 県体協、県教委、競技団体等が推薦した者 ・ 日本体育協会等の公認指導者 ・ 教員免許保有者 等
サポーター	トレーナー スポーツドクター等 （登録人数：33人）	・ 県体協、スポーツドクター協議会等が推薦した者 ・ 医師免許等保有者 等

※指導者等紹介依頼者の登録情報は随時更新

イ 指導者への対応

- ・ 登録認定研修会：指導者登録認定のための研修会
- ・ スキルアップ研修会等：指導者の資質向上のための研修会（平成30年6月1日現在）

No	種目	登録数	活動数
1	弓道	25	9
2	卓球	25	15
3	バレーボール	22	8
4	サッカー	21	16
5	バスケットボール	20	11
6	テニス	15	4
7	剣道	14	11
8	硬式野球	13	6
9	バウンドテニス	11	0
10	ソフトテニス	11	3
11	陸上競技	10	6
12	ハンドボール	8	5
13	柔道	7	4
14	バドミントン	6	5
15	競泳	5	4
16	ダンス	4	4
17	フェンシング	4	2
18	ヨット	2	2
19	ボート	2	2
20	ソフトボール	2	0
21	体操	1	1
22	少林寺拳法	1	1
23	新体操	1	1
24	空手道	1	1
25	レスリング	1	1
26	水球	1	0
27	ホッケー	1	1
28	ラグビー	1	1
29	登山	1	1
30	馬術	1	1
	計	237	126

(2) しずおかスポーツ人材バンクシステムの運用

ア コーディネーターの設置

○ 役割

- ・マッチング：学校等紹介依頼者と指導者をマッチングする。
- ・外部指導者の管理：外部指導者の認定・登録を行い管理する。
- ・ニーズの把握：外部指導者を求めている学校等のニーズを把握する。

○ 体制

- ・人数：3人
- ・配置先：静岡県体育協会

イ 登録の促進

- ・各競技団体との連携体制を整え、指導者の登録を促進する。
- ・HP等の広報展開により、指導者登録を促進し、紹介依頼者のニーズに対応する。

(3) 事務局

静岡県体育協会（業務委託：平成28年度から）

グループ SaKuRa について

1 会の概要

- ・ 祖国を離れて学ぶ留学生に地域の家庭を紹介し、家族の一員としての交流を通じて留学生生活をサポートするとともに、地域の異文化理解の促進を図ることを目的として 27 年前から活動
- ・ 主な活動：留学生と地域の家庭とのマッチング、
日本文化紹介等、交流イベントの開催

2 会員数

23 家庭 (2018 年 9 月現在)

申込留学生数 63 人 (H29 年度)

3 主な交流イベント (年 5 回)

(1) 対面式 (5、11 月)

- ・ 静大と県大の留学生と、受入先家庭との組合せ (春・秋入学の 2 回)
- ・ 会場は、市内の公民館 (最近はアイセルが多い)
- ・ マッチングは、事前に両大学から参加希望留学生の名簿を入手して行う

(2) バーベキュー、日本の夏体験 (川遊び、流し素麺、スイカ割り) (6 月)

(3) お月見会 (茶道体験) (9 月)

(4) 新年会 (1 月)

- ・ 正月体験 (着物の着付、おせち料理、伝統遊び)、母国料理の持ち寄り

4 交流内容

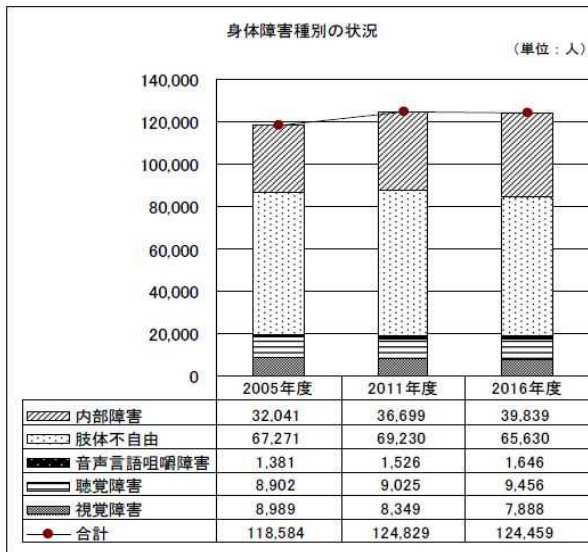
- ・ ホームビジットや旅行、卒業式出席等、家族としての交流
- ・ 病院や各種手続きへの付添い、買い物や引っ越し補助等の生活サポート
- ・ 在学中だけでなく、静岡が第二の故郷となるよう、帰国後も引き続き交流

5 その他

- ・ 静大の ABP プログラム等により、希望留学生が増加しており、1 家庭で 2～3 人、多くて 7～8 人の留学生を受け入れることもある。
- ・ 県大が毎年開催する留学生ウェルカムパーティーにも出席している。
- ・ 交流の中で、母国からの家族や友人の来日や、帰国後も静岡を訪ねるケースが増えており、留学生がインバウンドを呼ぶ力になっている。
- ・ 設立当時 30～40 代の方が主だったメンバーで、高齢化 (現在 60 代中心) と後継者探しが課題となっている。

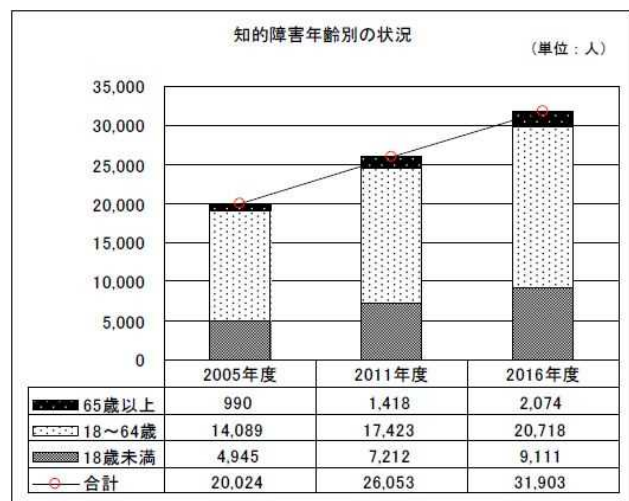
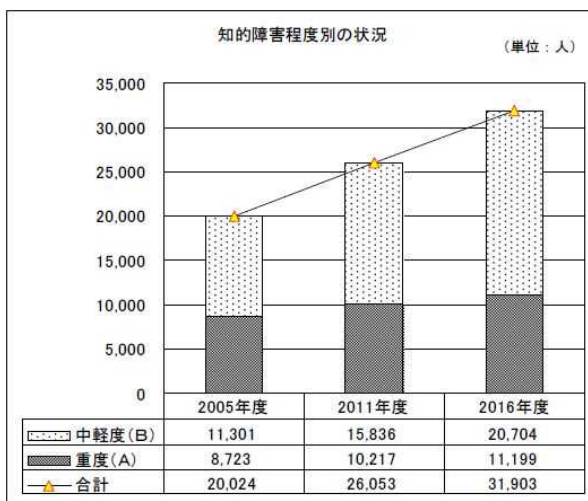
3 障害のある人の状況

1 身体障害



出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

2 知的障害



出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

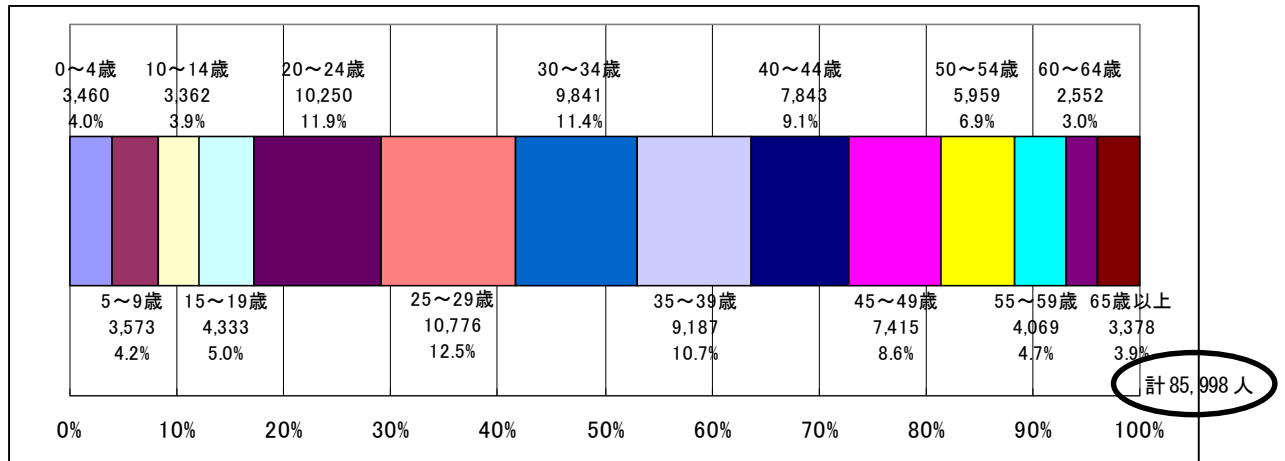
3 精神障害



出典：ふじのくに障害者しあわせプラン

4 在留外国人の状況

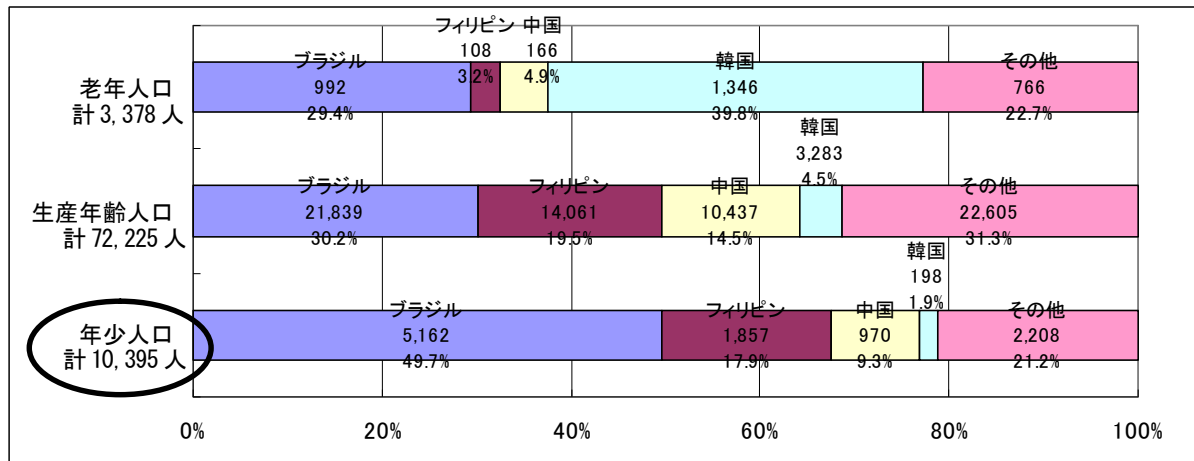
1 県内の年代別在留外国人数



※年代毎に四捨五入しているため合計が100にならない

出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

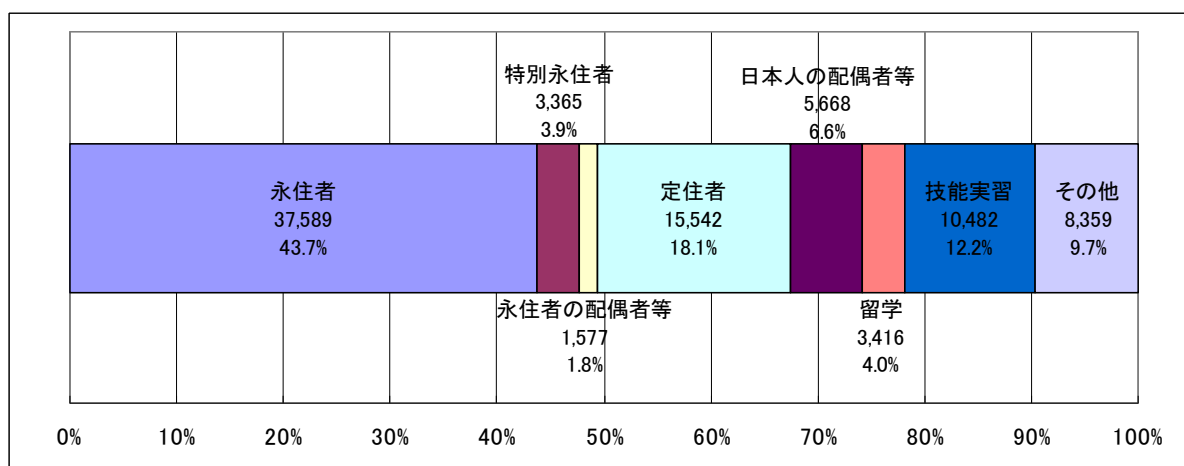
2 県内の年代・国籍別在留外国人数



※年少人口…15歳未満、生産年齢人口…15歳以上65歳未満、老年人口…65歳以上

出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

3 県内の在留資格別在留外国人数



※永住者…在留期間の長さ等を考慮して法務大臣が許可した者に与えられる在留資格

※特別永住者…第二次世界大戦前から日本で生活する朝鮮半島及び台湾出身者並びにその子孫に与えられる在留資格

※永住者の配偶者等…永住者等（永住者又は特別永住者）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生した者に与えられる在留資格

※定住者…法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者に与えられる在留資格。インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子等がこれに当たる。

※日本人の配偶者等…日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に与えられる在留資格

※留学…日本の大学、高等専門学校、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関して、これらに準ずる機関において教育を受ける活動に与えられる在留資格

※技能実習…開発途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能等の習得を支援する制度。入国直後の講習期間以外は、実習企業と雇用関係を結び、労働関係法令が適用される。

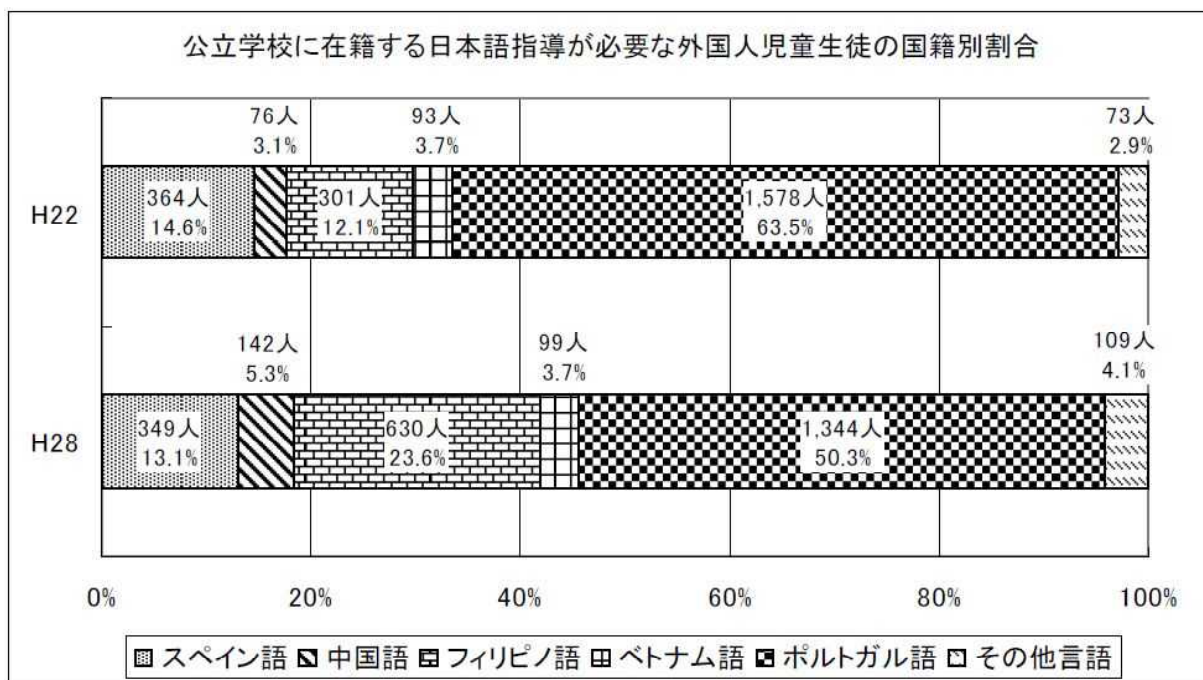
出典：法務省「在留外国人統計（平成29年12月末）」

4 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

5 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の国籍別割合



※国籍毎に四捨五入しているため合計が100にならない

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

5 いじめの認知件数

国公立

	都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1,000人当たりの認知件数
1	北海道	9,487	2,478	1,022	36	13,023	24.5
2	青森県	5,658	1,171	219	17	7,065	53.9
3	岩手県	5,291	1,388	295	55	7,029	53.6
4	宮城県	15,979	3,127	276	73	19,455	79.5
5	秋田県	2,194	634	214	13	3,055	32.4
6	山形県	4,033	1,750	465	81	6,329	54.1
7	福島県	3,374	1,174	325	10	4,883	24.3
8	茨城県	15,749	3,856	221	44	19,870	60.4
9	栃木県	2,638	1,274	205	36	4,153	19.2
10	群馬県	2,302	535	461	69	3,367	15.7
11	埼玉県	9,580	2,909	399	36	12,924	17.1
12	千葉県	30,006	6,476	627	174	37,283	57.9
13	東京都	26,457	5,420	481	48	32,406	25.7
14	神奈川県	16,139	4,073	379	142	20,733	22.6
15	新潟県	14,882	2,339	253	39	17,513	74.6
16	富山県	470	366	85	18	939	8.5
17	石川県	826	427	98	14	1,365	10.8
18	福井県	791	334	120	2	1,247	14.0
19	山梨県	3,271	1,176	212	7	4,666	49.8
20	長野県	3,988	1,091	214	36	5,329	22.8
21	岐阜県	3,086	1,445	501	51	5,083	22.3
22	静岡県	7,043	3,152	276	47	10,518	26.1
23	愛知県	13,023	5,072	1,027	29	19,151	22.8
24	三重県	1,652	629	158	18	2,457	12.2
25	滋賀県	4,165	1,356	163	31	5,715	34.1
26	京都府	21,009	3,093	595	127	24,824	90.7
27	大阪府	22,778	4,007	515	116	27,416	29.4
28	兵庫県	8,452	4,042	650	124	13,268	22.3
29	奈良県	4,534	826	306	31	5,697	37.5
30	和歌山県	3,878	292	128	14	4,312	41.9
31	鳥取県	517	242	45	40	844	13.8
32	島根県	1,071	569	155	36	1,831	24.5
33	岡山県	1,617	858	307	84	2,866	13.4
34	広島県	2,963	1,202	283	14	4,462	14.5
35	山口県	2,113	865	175	16	3,169	22.0
36	徳島県	1,708	602	86	40	2,436	32.2
37	香川県	513	435	111	32	1,091	10.2
38	愛媛県	1,682	799	135	8	2,624	17.8
39	高知県	1,314	502	315	40	2,171	30.0
40	福岡県	6,432	2,217	260	17	8,926	16.1
41	佐賀県	415	304	110	4	833	8.4
42	長崎県	1,634	613	166	2	2,415	16.0
43	熊本県	1,041	820	470	78	2,409	12.1
44	大分県	4,334	934	211	14	5,493	44.2
45	宮崎県	12,109	1,317	225	29	13,680	108.2
46	鹿児島県	3,538	1,228	672	35	5,473	28.3
47	沖縄県	11,385	1,005	173	17	12,580	60.7
合	計	317,121	80,424	14,789	2,044	414,378	30.9
平成28年度		237,256	71,309	12,874	1,704	323,143	23.8

(注) 都道府県別には、指定都市を含む。

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成29年度)

6 要保護及び準要保護児童生徒数

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率 (特別 交付金を含む) (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	13,358	69,230	82,588	185	82,773	382,575	3.49	18.10	21.59	21.64
青森県	1,063	17,212	18,275	48	18,323	97,916	1.09	17.58	18.66	18.71
岩手県	784	9,378	10,162	2,836	12,998	97,174	0.81	9.65	10.46	13.38
宮城県	2,109	17,589	19,698	8,042	27,740	180,595	1.17	9.74	10.91	15.36
秋田県	629	8,767	9,396	69	9,465	70,382	0.89	12.46	13.35	13.45
山形県	313	5,794	6,107	678	6,785	87,041	0.36	6.66	7.02	7.80
福島県	754	14,647	15,401	4,489	19,890	148,294	0.51	9.88	10.39	13.41
茨城県	1,304	15,333	16,637	176	16,813	231,418	0.56	6.63	7.19	7.27
栃木県	1,224	9,791	11,015	149	11,164	158,170	0.77	6.19	6.96	7.06
群馬県	626	10,730	11,356	151	11,507	160,221	0.39	6.70	7.09	7.18
埼玉県	6,463	67,359	73,822	309	74,131	558,966	1.16	12.05	13.21	13.26
千葉県	5,076	36,172	41,248	127	41,375	471,440	1.08	7.67	8.75	8.78
東京都	14,435	149,270	163,705	352	164,057	799,588	1.81	18.67	20.47	20.52
神奈川県	9,728	94,193	103,921	202	104,123	664,426	1.46	14.18	15.64	15.67
新潟県	1,096	31,437	32,533	415	32,948	173,287	0.63	18.14	18.77	19.01
富山県	68	5,514	5,582	19	5,601	82,817	0.08	6.66	6.74	6.76
石川県	239	12,444	12,683	43	12,726	93,006	0.26	13.38	13.64	13.68
福井県	194	5,189	5,383	13	5,396	65,236	0.30	7.95	8.25	8.27
山梨県	306	6,068	6,374	17	6,391	64,089	0.48	9.47	9.95	9.97
長野県	543	18,348	18,891	33	18,924	171,353	0.32	10.71	11.02	11.04
岐阜県	517	12,476	12,993	17	13,010	169,003	0.31	7.38	7.69	7.70
静岡県	1,836	18,228	20,064	18	20,082	293,809	0.62	6.20	6.83	6.84
愛知県	4,987	59,627	64,614	45	64,659	618,361	0.81	9.64	10.45	10.46
三重県	1,122	16,559	17,681	22	17,703	146,217	0.77	11.32	12.09	12.11
滋賀県	1,005	14,588	15,593	12	15,605	122,965	0.82	11.86	12.68	12.69
京都府	5,267	30,903	36,170	68	36,238	187,384	2.81	16.49	19.30	19.34
大阪府	21,481	135,238	156,719	85	156,804	662,225	3.24	20.42	23.67	23.68
兵庫県	7,662	60,474	68,136	59	68,195	435,816	1.76	13.88	15.63	15.65
奈良県	1,542	11,056	12,598	14	12,612	102,668	1.50	10.77	12.27	12.28
和歌山県	606	10,179	10,785	6	10,791	72,168	0.84	14.10	14.94	14.95
鳥取県	507	6,316	6,823	3	6,826	45,186	1.12	13.98	15.10	15.11
島根県	368	7,486	7,854	11	7,865	53,488	0.69	14.00	14.68	14.70
岡山県	2,003	20,755	22,758	44	22,802	154,001	1.30	13.48	14.78	14.81
広島県	3,605	44,217	47,822	12	47,834	220,004	1.64	20.10	21.74	21.74
山口県	801	23,305	24,106	14	24,120	105,114	0.76	22.17	22.93	22.95
徳島県	774	7,210	7,984	5	7,989	55,313	1.40	13.03	14.43	14.44
香川県	759	10,092	10,851	7	10,858	78,162	0.97	12.91	13.88	13.89
愛媛県	1,023	11,995	13,018	11	13,029	106,856	0.96	11.23	12.18	12.19
高知県	1,155	11,454	12,609	6	12,615	49,446	2.34	23.16	25.50	25.51
福岡県	9,270	85,772	95,042	19	95,061	403,862	2.30	21.24	23.53	23.54
佐賀県	353	7,818	8,171	13	8,184	71,236	0.50	10.97	11.47	11.49
長崎県	2,064	17,151	19,215	7	19,222	109,351	1.89	15.68	17.57	17.58
熊本県	1,605	19,813	21,418	19	21,437	146,515	1.10	13.52	14.62	14.63
大分県	905	13,896	14,801	12	14,813	89,953	1.01	15.45	16.45	16.47
宮崎県	995	13,575	14,570	12	14,582	90,871	1.09	14.94	16.03	16.05
鹿児島県	2,031	27,392	29,423	10	29,433	134,968	1.50	20.30	21.80	21.81
沖縄県	2,243	27,296	29,539	48	29,587	144,836	1.55	18.85	20.39	20.43
合計	136,798	1,329,336	1,466,134	18,952	1,485,086	9,627,772	1.42	13.81	15.23	15.43

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」(平成27年度)

7 特別支援教育の状況

1 県内特別支援学校の学校数・学級数

区分	学 校 数			学 級 数					教員数
	計	本校	分校	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	
H26	37	23	14	1,140	12	535	286	307	2,466
H27	39	25	14	1,189	15	546	300	328	2,658
H28	39	25	14	1,213	12	547	315	339	2,749
H29	39	25	14	1,282	13	589	327	353	2,783
H30	39	25	14	1,292	12	593	326	361	2,797
国立	1	1	-	9	-	3	3	3	29
公立	37	23	14	1,274	12	587	320	355	2,757
私立	1	1	-	9	-	3	3	3	11

出典：県学校基本統計速報

2 県内特別支援学校の在学者数

区分	在 学 者 数				
	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
H26	4,752	39	1,731	1,021	1,961
H27	4,868	41	1,768	1,055	2,004
H28	4,900	37	1,772	1,084	2,007
H29	4,984	39	1,797	1,069	2,079
H30	5,031	34	1,829	1,071	2,097
国立	59	-	17	18	24
公立	4,939	34	1,807	1,049	2,049
私立	33	-	5	4	24

出典：県学校基本統計速報

3 特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	幼 76.5%	幼 83.7%	幼 81.9%	幼 81.5%	幼 81.2%
	小 92.5%	小 94.4%	小 94.7%	小 93.4%	小 95.3%
	中 89.6%	中 86.6%	中 91.3%	中 91.3%	中 93.0%
	高 19.8%	高 22.3%	高 52.2%	高 55.4%	高 46.7%

出典：文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」

4 特別支援教育に関する校内研修を実施した割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援教育に関する 校内研修を実施した割 合	小 88.2%	小 88.8%	小 93.1%	小 89.1%	小 93.4%
	中 71.7%	中 77.9%	中 79.1%	中 74.4%	中 77.3%
	高 53.9%	高 50.9%	高 60.9%	高 62.7%	高 70.9%

出典：県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

5 特別支援学校高等部卒業者の就職者の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校高等部卒業 者の就職者の割合	34.8%	35.2%	37.0%	33.2%	41.1%

出典：県学校基本統計速報

6 特別支援学校高等部卒業者の大学等進学者の割合

項目	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校高等部卒業 者の大学等進学者の割合	1.0%	0.5%	1.0%	1.0%	0.6%

出典：県学校基本統計速報

8 県の取組事例

誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

1 教育委員会の取組事例

	項目	内容
1	外国人児童生徒相談員・外国人児童生徒スーパーバイザー・日本語支援コーディネーターの配置 【義務教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒相談員を配置し、各学校等からの要請に応じ学校等を訪問し、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語又はベトナム語を母語とする外国人児童生徒等に対して助言・援助を行う。 外国人児童生徒スーパーバイザーを配置し、市町教育委員会、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校、幼稚園等を訪問し、担当教員、保護者、指導員等に対し、外国人児童生徒教育全般に関する必要な助言・援助を行う。 日本語支援コーディネーターを配置し、日本語指導が必要な児童生徒に対して編成する「特別の教育課程」の確実な実施に向け、学校や市町教育委員会を訪問し指導・助言を行う。
2	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 (再掲) 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小・中学校にスクールカウンセラーを計画的に配置し、その専門性を生かし、学校における教育相談機能を高め、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期対応を図る。 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題の解決に取り組む。 高等学校においては、不登校の生徒をはじめとする悩みを抱える生徒や、教職員、保護者の相談等に対応するため、拠点校にスクールカウンセラーを配置し、要請により近隣校にも対応する。また、必要に応じて最寄りの中学校に派遣されたスクールカウンセラーとの連携を図る。さらに、拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等が連携して、様々な問題の解決を図る。 特別支援学校においては、平成27年度から拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全特別支援学校の児童生徒や保護者に対応する相談機能を高め、いじめの未然防止、早期発見を図る。
3	不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止と対応のための支援 【義務教育課】	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題を未然防止するため、人間関係づくりプログラムの活用の推進を図るとともに、国立教育政策研究所の指定を受けて実施している「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果の普及に努める。

	項目	内容
4	「しずおか寺子屋」 創出事業 【社会教育課】	・大学生等の地域人材を活用し、子供たちが家庭学習の習慣を身に付けられるよう「しずおか寺子屋」として学習支援を実施
5	青少年交流スペース の設置、運営 【社会教育課】	・高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある子供・若者の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、相談機能と交流機能を備えた場を運営する。
6	支援機関マップの作成 【社会教育課】	・悩みを抱える子供・若者やその家族が利用できる支援や専門機関、相談窓口について説明したリーフレット「ふじのくに i (アイ) マップ」を作成・配布し、HP上に公開する。
7	合同相談会の開催 【社会教育課】	・ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子供・若者を支援する公的支援機関や民間支援団体による合同相談会を、困難を有する子供・若者を抱える保護者や学校の教員、市町行政担当者を対象に開催する。
8	特別支援学校等の施設整備 【特別支援教育課】	・「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、教育環境の整備を行い、施設の狭隘化の解消や、通学負担の軽減を図る。
9	「共生・共育」の 推進 【特別支援教育課】	・特別支援学校に在籍する児童生徒が地域に生活する一員としての自覚を高めるとともに、地域における理解を深めるため、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習(学校間交流、地域交流、居住地校交流)を計画的、組織的に推進する。
10	多様な障害に応じた 特別支援学校における 指導の研究 【特別支援教育課】	・すべての子供の一人一人の力を最大限に伸ばすため、実態把握の方法や子供の見方、課題達成に向けた計画の作成と見直し、配慮事項の共通理解等の研究や実践を行う。 ・医療的分野や心理的分野の専門性を有する人材を活用し、多様な障害に応じた指導方法の向上を図るための研究を行う。
11	個別の教育支援計画 ・指導計画等の作成 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・児童生徒の実態に応じた指導を充実し、地域社会での自己実現を支援するため、全ての学校において、個別の教育支援計画・指導計画等の作成と活用を推進するとともに、特に中学校から高等学校及び特別支援学校への進学の際の有効活用に努める。
12	特別支援学校のセンター的機能の充実 【特別支援教育課】	・特別支援教育コーディネーターを中心に地域の関係諸機関との連携を促進し、特別支援学校が担うセンター的機能の一層の充実を図る。

	項目	内容
13	特別支援教育コーディネーターの研修 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・特別支援教育の推進、充実を図るため、学校間ネットワークを構築するとともに、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施等により、指導的な役割を果たす教員を養成する。
14	小中学校における発達障害等のある生徒への支援 【義務教育課】	・LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥、多動性障害)、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態に合った支援を行うため、本務教員に加え、小中学校に非常勤講師を配置する。
15	高等学校における発達障害等のある生徒への支援 【高校教育課】	・発達障害等のある高校生の自立と社会参加を促進するため対象生徒を集めて行う専門的支援を東部、中部、西部において実施する。
16	学校支援心理アドバイザーによる支援 【高校教育課】	・特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、県立高校の教職員が適切に指導できるよう、学校支援心理アドバイザーによる教職員への支援の充実を図る。
17	視覚障害乳幼児の発達支援 【特別支援教育課】	・視覚に障害を有する乳幼児(0から2歳児)に対し、感覚・認知・運動などの発達を促す指導をするとともに、保護者に対して、望ましい親子関係の形成やより良い育児方法が身に付くよう支援する。
18	私立特別支援学校への支援 【私学振興課】	・私立特別支援学校に対して、教育条件の維持・向上並びに在学する児童・生徒に係る就学上の経済的負担の軽減を図ることを目的にその運営費への助成を行う。
19	特別支援学校における職業教育と進路指導の充実 【特別支援教育課】	・小学部から中学部、高等部へと系統性のある職業教育の充実を図るため、地区別の就業促進協議会等において、地域との関係や関係機関との連携を強化する。 ・生徒の実態に合った現場実習や職場体験の場の選択が可能になるよう、地域への啓発や受入場所の拡大に取り組む。 ・特別支援学校高等部の生徒が、個に応じた進路が決定できるよう、障害のある方の就労に関する支援の中核を担う「障害者働く幸せ創出センター」との連携による支援の充実を図る。
20	就労促進専門員の配置等、特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援 【特別支援教育課】	・特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援をするため、他部局との密な連携により、進路指導の充実を図るとともに、就労促進専門員を配置することで、就職実現率向上を目指す。 ・進路指導連絡協議会と地区別の就業促進協議会の連携を強め、情報交換や協議を深める。

	項目	内容
21	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援 【義務教育課】	・小中学校9年間（幼稚園を含めた12年間）を見通し、各発達段階における指導の重点を明確にした継続的・発展的な道徳の時間（縦の接続）及び、家庭や地域の理解協力（横の連携）に基づいた学校生活全般における道徳教育を意識した幼稚園及び小中連携カリキュラムについて、研究推進地区（校）において研究する。
22	学校における読書活動の実施 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・各学校において、「朝読書」、「帰りの読書」などの読書の時間を設け、黙読のほか、音読、読み聞かせ等の読書活動を実施している。
23	消費者教育の充実 【義務教育課】 【高校教育課】 【特別支援教育課】	・自立した消費者を育成するために、発達の段階に応じ、学習指導要領に基づき、各教科等における指導の充実を図る。 ・高等学校においては、民法の成年年齢引下げを見据え、くらし・環境部と連携しながら消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」の授業での活用を促進する。 ・特別支援学校では、キャリア教育の一環として、系統的・横断的に体験的な学習を行うなど個に応じた指導を実施。

2 知事部局の取組事例

	項目	内容
1	多文化共生社会の構築に向けた意識啓発 【多文化共生課】	・次代を担う子どもの多文化共生理解教育を推進するため、国際交流員等が県内小中学校・高等学校等へ出張し、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」を実施する。 ・外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業への参加を促進する。 ・様々な分野で活動している団体等と協働したイベントの開催を通じて、多文化共生意識の普及に努める。
2	ふじのくに型学びの心育成支援事業（通所） 【地域福祉課】	・生活困窮世帯の小学生から中学生を対象に県内11箇所では通所型の学習・生活支援教室を開催し、勉強のサポートなどの学びの場の提供や、七夕、クリスマス会といったイベントをとおした居場所の提供を行う。 ・学習支援事業のセミナーを開催し、ワークショップや先進事例の紹介等をとおし、市の実施する学習支援の内容の充実を支援している。

	項目	内容
3	ふじのくに型学びの心育成支援事業（合宿・キャリア形成） 【地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の小学4年生から中学生を対象に夏・冬・春休みの期間中に、学習のほか、生活体験や就業体験等を行い、将来への希望や自立心の育成を図る（合宿事業）。 生活困窮世帯の高校生世代を対象に合宿型のキャリア形成支援事業を年3回（夏・冬・春）開催し、大学等の見学や職業講話、就労体験をとおり、技芸を磨くための実学を習得する（キャリア形成支援事業）。
4	児童相談所の設置、運営 【こども家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を設置し、子どもの障害やしつけ、いじめについての相談など、18歳未満の子どもの様々な問題について、相談に対応する。
5	県ひきこもり支援センターの設置、運営 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもりの専門外来、相談、家族への支援等を実施し、ひきこもり状態からの回復を図るとともに、ひきこもりに関する知識の普及や教育研修を行う。
6	こころの問題を抱える児童生徒への対応 【障害福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における危機発生時に、速やかに混乱している現場へ専門職員を派遣し、技術的アドバイス等により関係者の実施するこころの健康管理対策を支援する。 周囲で悩みを抱えている人に気づいて声をかけ、話を聴き、必要な支援に早期につなげて見守るゲートキーパーを養成する。 若者向け相談窓口の設置、夏休み明け前のLINE相談の実施より、若者の相談に対応する。
7	障害のある人への心づかい推進事業 【障害者政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消と障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進するため、ヘルプマークの配布・普及啓発や、声かけサポーターの養成等を行う。
8	消費者教育推進事業 【県民生活課】	<ul style="list-style-type: none"> 高校や大学、専門学校等に対し、県民生活センターが出前講座を実施する。 教員を対象とした消費者教育研修を実施する。 民法の成年年齢引下げに対応するため、大学生向けの消費者被害防止サイトを作成する。 消費者市民社会の理念普及のため、ふじのくに消費者教育推進フォーラムを開催する。

静岡県公立小・中学校における音読等について

1 授業における音読・朗読

小学校の授業では、全学年で声に出して読む「音読」を取り入れている。教科書のほか、読書活動で取り上げた本を一斉に音読したり、子ども同士で交互や順番に音読したりするなど、児童の実態に応じて音読方法を工夫して授業を実施している。

また、小学校5年生からは、児童一人ひとりが自分なりに解釈したことや感心、感動したことなどを、文章全体に対する思いや考えとしてまとめ、音声で表現する「朗読」が指導事項として付加されている。教科書のほか、読書活動で取り上げた本などの内容を読み取った後に、場面や登場人物の心情等を踏まえて朗読するなど、工夫した授業を実施している。

2 授業以外における読書活動

県内の各小・中学校において、1校時の始業前や下校前の時間を使用して読書活動を実施している。平成29年度に読書の時間又は読み聞かせを実施した学校は、義務教育では100%、高校では約80%であった。

毎日時間を決めて実施している学校、月、水、金曜日と1日おきに実施する学校など、各学校の実態に応じて読書活動の機会を設けている。

これらの時間において、一部で音読を取り入れている学校が見られるものの、全体として実践している学校はわずかである。

(参考)朝読書、帰りの読書など「読書の時間」や「読み聞かせ」を実施した学校の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	100%	100%	100%
中学校	99.4%	100%	100%
高等学校	80.0%	80.0%	79.1%
特別支援学校	97.3%	97.3%	97.3%

出典：県教育委員会教育政策課「学校対象調査」

音読の取組事例

1 概要

県内の全小・中学校及び義務教育学校では、国語の授業において全学年で「音読」を取り入れ、教科書や読書活動で取り上げた本を一斉あるいは順番に音読したり、国語以外の学習にも音読を取り入れたりするなど、各学校が様々に工夫している。

2 具体的な事例

(1) 河津町立西小学校（全校児童 66 名）

取組内容	<p>①朗読家による「声のレッスン（音読教室）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語の授業に朗読家を招き、全児童、全教員を対象に「朗読のポイント・息のレッスン・唇のレッスン・舌のレッスン」を実施 <p>②詩を暗唱する「聞いてください お気に入りの詩」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年用の朗読集の中から好きな詩の暗唱に取り組み、教員や支援員など学校にいる大人に聴いてもらう（暗唱できると合格） <p>③伝統的な言葉を覚える取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な言葉への興味関心を高めるため、「おぼえておきたい『ことわざ・慣用句・俳句・百人一首』」等を覚える取組を実施 ・意味を知ることよりも、伝統的な日本の言葉のリズムを声に出して楽しむことを重視
成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・音読を取り入れることで、学校（授業）に活気が生まれた。 ・人前で話すのが苦手だった子が、大きな声で話せるようになった。 ・語彙が増えたほか、文節で区切れるようになり、正しい読み方ができるようになった。 ・間の取り方や、登場人物の気持ちを考えて読むようになった。 ・みんなで音読をするため、緊張感が生まれ、気持ちを揃えられるようになった。

(2) 伊豆市立修善寺南小学校（全校児童 267 名）

取組内容	<p>①「ひびきタイム」の実施(学級で声を出す場の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会や帰りの会で音読等を実施(ペアで聞く・話す練習が中心) →有名な詩、慣用句、百人一首等を音読、群読、暗唱等 ・日頃から音読を行うことが自然な環境づくりを意識 <p>②算数の時間に“音読計算”を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な計算を声に出して回答（夏休みや冬休みの課題としても実施） <p>③全学年、家庭学習で音読を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、音読を課題とし、家庭学習カード等で確認 <p>④南っ子発表会(学習発表会)での披露</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の学習の成果を各学年で披露する会において、音読を披露
成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・はっきりと声を出すことで、学級の雰囲気活性化した。 ・声を出すことを続けることで、話すことへの抵抗感が減った。 ・ペア活動を取り入れることで、相手を意識(話す・聞く)するようになった。 ・教科の内容を取り入れることで、知識の獲得につながる。 ・音読計算では、計算力や暗算力の向上につながる。

河津町立西小学校

○朗読家を招いて『声のレッスン（音読教室）』

朗読家の飯島晶子さん（VoiceK 代表）を招いて、全児童・全教員を対象にして、「声のレッスン」という学習を行った。「朗読を心で身体で楽しむ」というテーマで、『朗読のポイント・息のレッスン・唇のレッスン・舌のレッスン』を行った。

低学年では、息のレッスンや唇のレッスン、舌のレッスンを中心に、楽しみながら、音読（朗読）の基本となるレッスンを行った。北原白秋の「五十音」谷川俊太郎の「あ」早口ことばなどを主教材として使い、声を出すことの気持ちよさを感じ取っていった。高学年では、呼吸や滑舌だけでなく、意味が伝わる読み方（区切り方や語尾、強調の仕方）についてどのようにすればよいかを考えて読むことを指導していただいた。実際には、阪田寛夫の「お経」や古典文学「竹取物語」、日野原重明の「いのちのバトン」などを教材に使って、自分の感動を伝える朗読の仕方について教えていただいた。



○音読集を用いて暗唱する 「聞いてください お気に入りの詩」

全校児童が各学年用の朗読集を購入している。この朗読集の中から、自分のお気に入りの詩の暗唱に取り組んでいる。担任の先生だけでなく、職員室にいる先生や支援員さんなど学校にいる大人であれば誰でもよいことにしてある。暗唱ができると「サイン」をもらい合格になる。

学年によって、一人に聞いてもらえば合格となる学年もあるし、低学年などは3人から合格サインをもらえば合格となる学年もある。雨の日の昼休みなど、職員室は子どもたちで賑わうことになる。

年間を継続して行う活動であるので、学年によって重点月が異なってくる。（例えば10月になると2年生はかけ算九九に重点がうつるため、その時期は詩の暗唱よりもかけ算九九に夢中になる子が多い。）

<暗唱カードより>

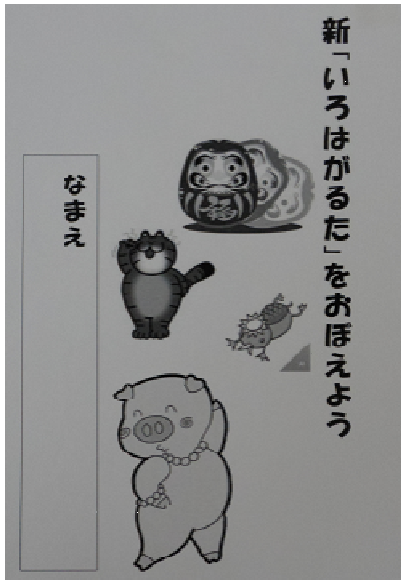
12	たんぽぽ	★	📖
9	くまさん	★	📖
20	ぶぶぶぶん!	★	📖
14	だれかしら	★	📖
27	ねぎぼうずのうた	★	📖
8	はるですよ	★	📖
23	雨のうた	🐱	🐱
29	シャボンとズボン		
42	このきのなまえは クリスマス		
13	おうむ	🐱	🐱
44	ぞうのかくれんぼ		
52	おがおの なまえ		
58	いちがつ にがつ さんがつ・・・		
	いちばんおとのあめ	★	📖
	あめんぼり		

番号	ページ		先生	職員室
8	12	たんぽぽ	★	📖
9	9	くまさん	★	
11	20	ぶぶぶぶん!	★	📖
14	14	だれかしら	★	📖
11	27	ねぎぼうず	★	📖
4	8	はるですよ	★	📖
11	23	雨のうた	🐱	🐱
21	29	シャボンとズボン		📖
31	42	このきのなまえは クリスマス		
9	13	おうむ	🐱	🐱
11	44	ぞうのかくれんぼ		
11	52	おがおの なまえ		
19	58	いちがつ にがつ さんがつ・・・		
		いちばんおとのあめ	★	📖
		あめんぼり		

○伝統的な言葉への取り組み

本校では学習部が中心となって、音読集への取り組みとは別に「伝統的な言葉への興味関心を高める」ために、「おぼえておきたいことわざ」「おぼえておきたい慣用句」「おぼえておきたい俳句」「おぼえておきたい百人一首」などに、期間を決めて取り組んでいる。大体2ヶ月ごとの取り組みとなっているが、毎年行うため、今年覚えきれなかったものについては、次年度覚えればよいようにしている。

意味を知るといよりも、伝統的な日本の言葉のリズムを声に出して楽しむことに重きを置いている。



新「いろはがるた」	
いぬはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち
はなすはなす	あまのちのち
「いぬはなす」	あまのちのち
はなすはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち
いぬはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち
いぬはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち
いぬはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち
いぬはなす	あまのちのち
くまはなす	あまのちのち

伊豆市立修善寺南小学校



音読のバリエーション

- ① 追い読み：教師の後に続けて読む
- ② 交互読み：教師と子ども、子ども同士(隣・列・班 等)で交互に読む
- ③ 一文読み：横列や縦列で続けて一人一文読む。
- ④ たけのこ読み：子どもは自分が読みたいところを自由に読む。
- ⑤ 完璧読み：間違いなくすらすらと読む。(つまっても NG ひっかかっても NG)
- ⑥ 指名なし読み：
- ⑦ 間違い読み：あえて先生が間違えて文を読んだあとに、子どもは間違いを正しながら続けて読む。
- ⑧ 群 読：友達と心を合わせて読む。
- ⑨ 暗 誦：暗誦できるまで読み込む。
- ⑩ 語 り：学習を通して理解したことや自分なりの思いを聞き手に伝える。
聞き手を意識し、相手に伝えるように読む。
などなど

〔表現の工夫〕

- ・声の強弱
- ・間の取り方
- ・速さ
- ・語尾表現
- ・地の文と会話文
- ・たとえ・・・(キャスターになったつもり・先生になったつもり
おじいさんになったつもり など)
など
- ・感情・・・(嬉しそうに・怒っているように・尋ねているように など)

★音読は、どの子にも取り組みやすい活動であり、発表が苦手な子が、声を出す機会にもなる。

こんな俳句知っているかな

- 一 上五を見て俳句全部を言ってみよう
- 二 中七と下五から俳句全部を言ってみよう
- 三 俳句を見て、季語と季節を言ってみよう
- 四 作者はだれかな

① 菜の花や 月は東に 日は西に 与謝 蕪村	② 雪解けて 村いっぱいの こどもかな 小林 一茶	③ 古池や 蛙とびこむ 水の音 松尾 芭蕉	④ めでたさも 中位なり おらが春 小林 一茶	⑤ 山路来て なにやらゆかし すみれ草 松尾 芭蕉	⑥ 春の海 ひねもすのたり のたりかな 与謝 蕪村
⑦ 閑かさや 岩にしみ入る 蝉の声 松尾 芭蕉	⑧ ひっぱれる 糸まっすぐや 甲虫 高野 素十	⑨ 目には青葉 山ほととぎす 初鰹 山口 素堂	⑩ やれ打つな 蠅が手を摺り 足をする 小林 一茶	⑪ 雀らも 海かけて飛べ 吹流し 石田 波郷	⑫ 白牡丹と いふといへども 紅ほのか 高浜 虚子
⑬ 朝顔に 釣瓶とられて もらひ水 加賀千代女	⑭ 柿食へば 鐘が鳴るなり 法隆寺 正岡 子規	⑮ 名月や 池をめぐりて 夜もすがら 松尾 芭蕉	⑯ 名月を 取ってくれろと 泣く子かな 小林 一茶	⑰ 鶏頭の 十四五本も ありぬべし 正岡 子規	⑱ をりとりて はらりとおもき すすきかな 飯田 蛇笏
⑲ 海に出て 木枯帰る ところなし 山口 誓子	⑳ おまさうな ゆきがふうはり ふはりかな 小林 一茶	㉑ 咳の子の なぞなぞあそび きりもなや 中村 汀女	㉒ 旅に病んで 夢は枯れ野を 駆けめぐる 松尾 芭蕉	㉓ 大根引き 大根で道を 教えけり 小林 一茶	㉔ 雪だるま 星のおしやべり べちゃくちやと 松本たかし
㉕ 梅一輪 一輪ほどの あたたかさ 服部 嵐雪	㉖ 炎天の 遠き帆やわが 心の帆 山口 誓子	㉗ 桐一葉 日当たりながら 落ちにけり 高浜 虚子	㉘ 秋深き 隣は何を する人ぞ 松尾 芭蕉	㉙ 万緑の 中や吾子の齒 生え初むる 中村 草田男	㉚ 夏草や つわものどもが 夢の跡 松尾 芭蕉



4年：混合コース①

4年：混合コース②
名前 ()

- 1 2×10
- 2 $0.4 + 0.1$
- 3 $40 \div 4$
- 4 $240 \div 80$
- 5 $2.4 + 0.5$
- 6 20×4
- 7 $0.5 - 0.2$
- 8 $40 \div 20$
- 9 30×3
- 10 $2.6 - 0.8$

- 11 $0.2 + 0.7$
- 12 6×10
- 13 $90 \div 30$
- 14 $1.2 + 0.6$
- 15 $80 \div 8$
- 16 $0.9 - 0.4$
- 17 40×5
- 18 $350 \div 70$
- 19 $4 - 0.5$
- 20 100×7

- 21 $2.2 - 1.5$
- 22 $90 \div 3$
- 23 30×2
- 24 $0.5 + 0.3$
- 25 $60 \div 30$
- 26 10×4
- 27 $0.3 - 0.1$
- 28 50×4
- 29 $5 \leq 0 \div 60$
- 30 $3.3 + 1.2$

- 31 $400 \div 50$
- 32 $0.8 + 0.2$
- 33 90×7
- 34 $490 \div 7$
- 35 $1 - 0.7$
- 36 $100 \div 20$
- 37 $8.1 - 0.6$
- 38 70×8
- 39 $6.4 + 2.5$
- 40 $80 \div 40$

- 41 $2.5 + 0.6$
- 42 $240 \div 8$
- 43 $3.5 - 0.3$
- 44 300×2
- 45 4×0
- 46 $480 \div 60$
- 47 $3 - 0.4$
- 48 50×2
- 49 $400 \div 2$
- 50 $0.4 + 0.4$

- 51 $90 \div 20$
- 52 400×6
- 53 0×8
- 54 $390 \div 60$
- 55 $2 - 0.3$
- 56 $0.8 + 0.3$
- 57 $360 \div 6$
- 58 $1.5 - 0.8$
- 59 600×8
- 60 $4 + 1.2$

- 61 500×3
- 62 $540 \div 9$
- 63 $2100 \div 7$
- 64 $4.5 + 0.7$
- 65 $90 \div 40$
- 66 $780 \div 80$
- 67 $8.6 - 1.8$
- 68 800×4
- 69 $60 \div 20$
- 70 $3.4 - 1.7$

- 71 $500 \div 60$
- 72 70×3
- 73 $8.6 + 0.9$
- 74 400×2
- 75 $4.3 - 1.4$
- 76 $80 \div 8$
- 77 $3.6 + 0.4$
- 78 $420 \div 7$
- 79 $5.3 + 2.9$
- 80 300×6



本読み都道府県

あひるこーす

☆

いるかこーす

○

●

◎

⊗

☆

⊗

◎

●

○

⊗

◎

●

○

うさぎこーす

えんぴつこーす

※ 注 縮尺が等しくないため、大きさは実際とちがっています。

9 県教育振興基本計画における社会総がかりで取り組む教育の実現に関連する施策とその位置付け

第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割、それを実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

また、発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実等、多様な人材を育む教育に取り組むとともに、学校教育を支える教職員の資質・能力の向上や学校における健康教育を推進します。

(1) 学校マネジメント機能の強化

■施策の内容

ア 学校の組織マネジメント機能や県民の教育ニーズへの対応状況について、学校関係者による評価を行い、学校運営の健全性の確保及び教職員の資質向上を図るとともに、それらの結果を積極的に公開することにより、地域とともにある学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域の連携を図り、地域社会の拠点となる学校づくりを目指します。

主な取組

- 学校マネジメントに必要な資質・能力の向上に関する研修の実施
- 学校関係者評価の結果公表の促進
- コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究成果の発信
- 地域学校協働本部の設置促進
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の養成・活用・フォローアップ
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施
- 「魅力ある学校づくり」指定研究事業成果の活用と発信

[担当：私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（県立高等学校第三次長期計画）」、「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、多様化する児童生徒の実態や地域社会の実情・ニーズに柔軟に対応した県立学校における魅力ある学校づ

くりを計画的に進めるとともに、中長期の施設整備計画の策定により教育環境の改善を図ります。また、市町からの相談等への対応や人的支援等、市町立学校の統廃合における学校運営を支援します。

主な取組

- 「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（県立高等学校第三次長期計画）」の推進
- 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の推進
- 県立高等学校における新たな学科（スポーツ・演劇・観光）の設置等に向けた研究
- 県立学校の施設整備や長寿命化改修等の実施
- 高等学校における特色ある教育課程の編成の研究
- 中山間地域校における教育環境向上等に向けた遠隔授業の研究
- グランドデザイン（学校経営構想図）や学校経営計画書の充実
- 公立中高一貫教育における成果や課題の検証と改善
- 小・中学校統合時の学校運営支援
- 賀茂地域教育振興基本方針を踏まえた広域連携による教育の推進支援

[担当：教育総務課、教育政策課、財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

(2) 学び続ける教職員の育成

■施策の内容

カ 業務改善を推進し、教職員が子供一人一人と向き合う時間を確保するため、教職員の多忙化解消のための実効性ある取組を推進します。

主な取組

- 学校の校務の見直しと成果の検証
- 業務改善に向けた研究成果の情報提供
- 教員をサポートする人的措置等の更なる充実
- 教育委員会が行う調査・会議等の縮減
- 情報ネットワークシステムの運用（再掲）
- 教材等のデータベース化の推進（再掲）

[担当：教育総務課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

(4) 特別支援教育の充実

■施策の内容

ア 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。

主な取組

- 特別支援教育コーディネーターを核とする校内支援体制の整備
 - 個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・活用
 - 医療的ケア対象の児童生徒が在籍する学校への看護師の配置
 - 多様化、重度化する児童生徒の指導に対応する専門性向上に向けた研修の充実
 - 学校間や就学前から就労まで視野に入れた引継ぎ・連携の推進
 - 系統性のある職業教育充実のための地域や関係機関との連携強化
 - 特別支援学校生徒の現場実習・職場体験の受け入れ場所の拡大
 - 「障害者働く幸せ創出センター」との連携による就労支援の推進
 - 地域自立支援協議会等との連携
 - 児童生徒の実態に合ったICT機器等の整備
- [担当：障害者政策課、教育政策課、特別支援教育課]

イ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習等、社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を推進します。

主な取組

- 幼児児童生徒の異校種間での計画的・組織的な交流及び共同学習の実施
 - 交流籍 を活用した交流及び共同学習の推進
 - 特別支援学校分校と併置している高等学校等との交流促進
- [担当：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

ウ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症等、様々な障害のある児童生徒を支援します。

主な取組

- 学習障害等に対応した通級指導教室の充実
- 高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進

- 発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育の在り方の検討
- 高等学校における発達障害等のある生徒の支援に向けた教職員の理解促進
- 発達障害の理解と対応のための教職員の研修の実施
- 県発達障害者支援センターによる教職員の専門性の向上
- 障害のある児童生徒をサポートする支援員・学校支援心理アドバイザーの配置
- 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための小・中学校への非常勤講師の適切な配置

[担当：私学振興課、発達障害者支援センター、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

エ 特別支援学校の受入体制を整備するとともに、地域のセンター的機能を高め、医療機関や福祉施設との連携を含めて、地域の支援システム構築に向けた取組を推進します。

主な取組

- 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づく特別支援学校の施設狭隘(あい)化解消
- 施設の老朽化や障害の重度・重複化及び多様化に対応できる教育環境の整備
- 児童生徒の通学負担の軽減
- 地域の支援システムの構築への協力
- 小・中学校、高等学校、特別支援学校のネットワーク機能の強化

[担当：財務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課]

第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 グローバル人材の育成

我が国が世界の一員として積極的な役割を果たしていくためには、郷土を愛するとともに、多様性を理解し、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた国際社会に貢献できるグローバル人材の育成が必要です。静岡県の魅力を的確に伝えることができるプレゼンテーション能力、外国の文化や歴史等を理解し受け入れることができる姿勢等を育むとともに、外国語教育や外国人児童生徒等への教育の充実に取り組みます。

(1) 海外留学等の相互交流の促進

■施策の内容

イ 多文化共生に向けた国際理解に係る教育を推進するため、教職員や青年、学生等の海外研修や相互交流を推進します。

主な取組

- 富士山静岡空港を利用した海外教育旅行の促進
- モンゴル国（ドルノゴビ県を含む）との高校生相互交流
- 中国浙江省との短期留学生交流
- 中国浙江省への中国語研修生（民間対象）の派遣
- 日中青年リーダーの交流推進
- 訪日教育旅行等を通じた台湾との交流
- JICAボランティア、日本語パートナーズへの参加促進
- 教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアへの参加奨励
- 外国人住民と日本人住民の多文化共生社会の構築に向けた意識啓発

[担当：地域外交課、多文化共生課、大学課、空港利用促進課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]

第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 地域ぐるみの教育の推進

学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、人生100年時代を見据え、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援や子供たちの社会参画に向けた教育支援の充実等を図ります。

(2) 地域・企業等と学校の連携・協働の充実

■施策の内容

ア 地域・家庭と学校の連携・協働を強化し、全ての学校区において地域学校協働本部の設置を促進するとともに、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、地域全体で子供を育みながら、地域住民とのつながりを深め、学校を核とした地域づくりを活性化させます。

また、家庭等において主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等における学習支援を行います。

主な取組

- 地域学校協働本部の設置促進（再掲）
- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の養成・活用・フォローアップ（再掲）
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施（再掲）
- 県民を対象とした学校支援講座の実施
- 「しずおか寺子屋」による放課後等学習支援の促進
[担当：義務教育課、社会教育課、総合教育センター]

イ 地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するとともに、地域に根ざした学習の機会の充実を図ります。

主な取組

- CSディレクター、コーディネート教職員に対する研修の実施
- コミュニティ・スクール研究協議会の開催及び研究成果の発信（再掲）
- 地域と学校の連携・協働に関する研修の実施（再掲）
[担当：義務教育課、総合教育センター]

ウ 地域の教育資源である芸術家、スポーツ指導者、教育関係者等の人材情報を市町や学校へ積極的に広報し、学校教育、社会教育の場における活用を推進します。

主な取組

- スポーツ人材バンクの活用促進（再掲）
- 地域学校協働本部による人材のネットワーク化の推進
- 特別教諭等の外部人材の活用の拡大（再掲）

[担当：高校教育課、健康体育課、社会教育課]

(4) 社会参画に向けた教育・支援の充実

■施策の内容

ウ 確かな目で本物を見極めることができ、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）を踏まえた消費者教育の充実を図ります。

主な取組

- 消費者教育推進フォーラムの開催
- 学校における消費者教育の体系的な推進
- 成年年齢の引下げを見据えた高校生等への消費者教育の実施
- 県民生活センター等による出前講座の実施
- 消費者教育講師を活用した市町等が実施する出前講座の支援

[担当：県民生活課、義務教育課、高校教育課]

3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人々が生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持って社会の担い手となれるよう、質の高い教育を推進するとともに、誰もが安心して幸せに暮らすことができる社会の構築を目指します。

(1) 学びのセーフティネットの構築

■施策の内容

ア 生活様式の変化や価値観の多様化、地域の中での孤立等に伴う保護者の不安や悩みを軽減するとともに、児童虐待やモラルの低下等を防ぐため、障害のある子

供に対する早期支援等、子育て支援体制の確立を目指します。

主な取組

- 生活困窮世帯の子供に対する生活習慣の改善や学習意欲の喚起を目的とする学びの場の提供
- 学校内外の学びや就学の環境づくりの推進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 市町が行う就学援助制度の趣旨及び申請手続に関する周知への支援
- 高校生の修学に向けた支援の充実
- 県立高等学校の定時制・通信制課程在学学生への教科書購入費等の助成
- 国の幼児教育無償化の動きへの対応
- 特別支援学校での超早期教育の推進
- 家庭教育支援チームによる活動の推進（再掲）
- 児童相談所の体制強化
- 市町要保護児童対策地域協議会の活動の充実への支援
- 外国人児童生徒の学びや就学への支援（再掲）
- 外国人児童生徒相談員の派遣による市町指導担当者等への助言・援助（再掲）
[担当：私学振興課、地域福祉課、こども家庭課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課]

イ 青少年の社会的自立に向け、青少年問題に総合的・包括的に取り組む体制の整備を進めるとともに、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、「第3期静岡県子ども・若者計画」を策定し、全ての子供や若者が社会生活を円滑に営むことができるよう取組を推進します。

主な取組

- ひきこもりの子供・若者や保護者をサポートする「アンダンテ」の運営充実
- 青少年の不登校、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催、iマップの作成
- 県ひきこもり支援センターの運営充実
- ひきこもり当事者が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」の設置
[担当：障害福祉課、社会教育課]

(2) いじめ・不登校等の指導上の諸問題への対応

■施策の内容

ア いじめ・不登校等の解消や様々な心の問題を抱える児童生徒への対応のため、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上を図ります。

主な取組

- 学校における教育相談体制の充実
 - 教育相談事業の充実（面接相談、電話相談、学習支援室開設）
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の更なる推進
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー対象の協議会、研修等の開催
 - こころの緊急支援チームの派遣
 - ゲートキーパーの養成
 - 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催
 - 「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の推進
 - 静岡県いじめ問題対策連絡協議会及び静岡県いじめ問題対策本部の開催
 - 人間関係づくりプログラムの活用推進
- [担当：私学振興課、障害福祉課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

イ 子供たちに基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー等を身に付けさせるため、地域人材の活用をはじめとする社会総がかりによる取組を推進するとともに、発達段階に応じた道徳教育を推進します。

主な取組

- 学習指導要領に対応した道徳教育の充実
 - 道徳教育推進地域の設置
 - 児童生徒が自らきまりやマナーについて考え行動するための取組の推進
 - 生徒指導上の諸問題対策協議会の開催（再掲）
- [担当：教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター]

10 出典一覧

1 県の調査

(1) 県学校基本統計

調査対象	・県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校 ・学校教育法第18条に基づく不就学の学齢児童及び学齢生徒等
調査時期	毎年5月
調査方法	全数調査

(2) 学校対象調査

調査対象	学 校：全県立学校及び市町立学校・市町立幼稚園（政令市を除く） 教 職 員：抽出校の全ての教職員 児童生徒：抽出校の全ての小学5年生、中学2年生、高校2年生、特別支援学校児童生徒 ※抽出校：小・中学校の15%程度、高等学校の25%程度、特別支援学校の30%程度
調査時期	毎年2月～3月
調査方法	各学校等に調査票を送付し、記入された調査票を回収

2 国の調査

(1) 在留外国人統計（法務省）

対象	ア 在留外国人 中長期在留者及び特別永住者 イ 総在留外国人 在留外国人及び入管法の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の（ア）から（エ）までのいずれかにあてはまる者 （ア）「3月」以下の在留期間が決定された者 （イ）「短期滞在」の在留資格が決定された者 （ウ）「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 （エ）（ア）から（ウ）までに準じるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
時期	毎年6月、12月

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）

調査対象	全国の公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校
調査時期	隔年5月（2年ごとに調査）
調査方法	全数調査

(3) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

調査対象	全国の国公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会
調査時期	毎年
調査方法	全数調査

(4) 就学援助実施状況等調査（文部科学省）

調査対象	全国の市区町村教育委員会
調査時期	毎年
調査方法	全数調査

(5) 特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）

調査対象	国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校
調査時期	毎年9月
調査方法	全数調査